

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び
経過措置に関する政令の一部を改正する政令（概要）

1. 改正の趣旨

- 船員保険については、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）（※）により、職務上の疾病・年金部門のうち労働者災害補償保険に相当する部分を労働者災害補償保険制度に、失業部門を雇用保険制度に移管し、職務外の疾病部門及び職務上の疾病・年金部門の独自給付部分を引き続き船員保険から支給することとしたところ。
（※）船員保険法の改正については、平成 22 年 1 月 1 日施行
- 平成 21 年 12 月以前に発生した事故に起因する職務上の障害年金等については、経過措置として、雇用保険法等の一部を改正する法律第 4 条による改正前の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号。以下「旧船員保険法」という。）の規定に基づき支給することとなるが、その実質価値を維持するため、事故が発生した日が属する年度の翌々年度の 8 月以降の分として支給する障害年金等の額については、毎年度、賃金スライドによる額の改定を行っており、今年度も賃金スライドによる額の改定を行うために必要な率について改正を行うもの。

2. 改正の内容

- 賃金スライドによる額の改定を行うために必要な率について、労働者災害補償保険と同様、令和 7 年度の平均給与額（毎月勤労統計調査により算定した労働者 1 人当たりの平均給与額をいう。以下同じ。）を災害の発生した日の属する年度（令和 6 年度以前に限る。）の平均給与額で除して得た率を基礎として改正する。

【参考】 労災保険の賃金スライドの内容

労働者災害補償保険の賃金スライドは、災害の発生した日の属する年度（以下「災害発生年度」という。）の翌々年度の 8 月以降の分として支給すべき年金給付等については、給付基礎日額等に当該年金給付等を支給すべき月の属する年度の前年度の平均給与額（毎月勤労統計により算定した労働者一人当たりの平均給与額をいう。以下同じ。）を災害発生年度の平均給与額で除して得た率を乗じて改定することとされている（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 8 条の 3 及び第 8 条の 4）。

3. 公布日

令和 8 年 7 月 24 日

4. 施行期日

令和 8 年 8 月 1 日